

令和4年 議案第15号

みよし市学校給食センター運営委員会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和4年6月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 今瀬良江

説明

この案を提出するのは、みよし市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い新たに選任する必要があるからである。

令和4（2022）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿（案）

任期 令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

	氏名	選出区分	備考
1	平川 哲也	小中学校校長代表	天王小学校長
2	橋口 恵	小中学校教頭代表	三好丘小学校教頭
3	西尾 泉	小中学校教務主任代表	北部小教務主任
4	天野 智加子	小中学校養護教諭代表	中部小主任養護教諭
5	井上 朋美	給食主任	南部小学校給食主任
6	西堀 加奈子	給食主任	三吉小学校給食主任
7	坪井 有加利	給食主任	緑丘小学校給食主任
8	西野 吉栄	給食主任	黒笛小学校給食主任
9	寺西 花菜子	給食主任	三好中学校給食主任
10	熊野 麻子	給食主任	北中学校給食主任
11	柴田 美佐里	給食主任	南中学校給食主任
12	山田 侑佳	給食主任	三好丘中学校給食主任
13	磯村 未来	小学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
14	土屋 智子	中学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
15	大澤 正彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック院長
16	清水 千晴	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所食品安全課長
17	永田 美香	保育園父母の会代表	保育園父母の会副会長

○みよし市立学校給食センター設置条例

昭和48年4月2日

条例第1号

改正 昭和53年3月24日条例第15号

平成3年3月19日条例第13号

平成15年3月24日条例第14号

平成21年3月25日条例第16号

平成21年11月5日条例第35号

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

昭和52年7月1日

教委規則第4号

改正 昭和53年6月1日教委規則第3号

昭和56年3月19日教委規則第3号

平成3年3月22日教委規則第4号

平成14年4月16日教委規則第7号

平成14年12月19日教委規則第9号

平成17年2月4日教委規則第3号

平成20年10月1日教委規則第8号

平成21年3月25日教委規則第2号

平成23年12月22日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例（昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよし市の認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士

(4) 機罐士

(5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 給食費に関すること。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- (2) 学校の教頭の代表
- (3) 学校の教務主任の代表
- (4) 学校の養護教諭の代表
- (5) 学校の給食主任
- (6) 小学校のPTAの代表
- (7) 中学校のPTAの代表
- (8) 学校の校医
- (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
 - (2) 生徒等 日額270円以内
- 2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。